

人材の養成を目的とする。

これらの理念・目的は、学生募集要項や研究科のホームページをはじめ、本研究科に関わる案内や説明書類などにも掲載されており、また入学生や在籍生に対しては学期初めのガイダンスなどで繰り返し説明しており、その周知徹底が図られている。

上記の目的を実現するために、本研究科は過去5年間で、修士261名、博士13名に学位を授与し、大学研究職や国家機関、民間企業の専門職をはじめそれぞれの専門分野で多くの人材を輩出してきた（「(四) 学位授与・課程修了の認定」の項参照）。

[点検・評価（長所と問題点）]

国際協力の分野は、それぞれ関係する学問分野に関する深い学識とともに、分野横断的な学際性や多様性、あるいは危機事態に即応できる柔軟性が求められる。またグローバル化とローカリゼーションといった動向に象徴されるような、二律背反的な事象に直面する場合も少なくない。本研究科は、これらの諸問題に対応して上記の研究科の目的を実現すべく、カリキュラムの見直しを機動的に行なうとともに、学生指導の個別化、学生のインターンシップ研修による実践力の向上、情報収集機能の高度化などを進め、また本学と協定を結んでいる海外の諸大学・研究機関との学術交流にも学内において中心的な役割の一角を担ってきた。今後も、こうした研究科としての実績を継承し、いっそう発展させる必要がある。

ただ、国際社会の動向には予断を許さぬものがあり、また学生のニーズも多様化していることから、研究科教員と学生が状況に応じて絶えず情報交換を進め、最適な教育方法を案出していくシステムをより確固たる制度として確立していく必要がある。また、インフラをはじめ教育研究基盤整備を絶えず進め、急速に変化する国際社会に対応できる最適な教育研究の場を確保できるよう務めなければならない。

[改善方策]：理念・目的

(理念・目的等)

本研究科が設置されて15年を迎えた。「国際協力」という理念に関する国際情勢全般や具体的事項にも変化が見られる。こうしたことを踏まえ、「国際協力」の全体像を整理し、それが有効な形で本研究科の教育研究に反映されるような研究科全体の検討会を研究科長主導によって進める。

また、教育研究内容の改善に向けた研究科FDの取組みは、緒についたばかりであり、公開研究会等を積極的に推進することで、国際協力に関する先端的研究や事例に関する情報交換を促進する。

さらに、研究科の理念を実現するためには、学生が国内外での実地研修を積極的に行なう必要がある、そのための研修の場を関係諸機関との学術交流協定や学生派遣協定などの連携によって整備する。

教育研究のための基盤整備については、必要性の高いものから優先順位をつけ、学園本部からの支援を要請するほか、外部資金の調達や産学連携に積極的な取組みを行なっていく予定である。

(2) 教育内容・方法等

(一) 教育課程等

[目標]

- ① 全専攻とも、社会的要請に柔軟に対応できるカリキュラム整備を進め、学術研究の基礎をなす科目群とともに実践性の高い授業科目の拡充を行なう。
- ② 博士前期課程の各専攻にあっては、国際協力の諸分野に関する専門性と実践性を確保すべく専攻内に複数の専門分野別の枠組みを設け、各分野の設置科目の充実を図るとともにその体系性と位置づけを明確にする。
- ③ 博士後期課程にあっては、前期課程での教育研究を踏まえてその発展を図り、学生が研究者・専門家として自立できるような統合的カリキュラム構築を行なう。
- ④ 指導教授が中心となって教育を行なう演習科目（博士前期課程設置）を拡充することで、学生のニーズに応じた実地演習や分野横断的な研究を可能にするカリキュラムを構築する。

(教育課程)

- 大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連
- 「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性
- 「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性
- 学部基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係
- 修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係
- 博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性
- 課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

[現状説明]

本研究科は、国際的視座に基づき、特に開発途上国の経済社会、言語文化、保健医療に関わる諸分野を理論的かつ実証的に考究することにより、国際的な支援・協力を実践的具体的な形で推進することのできる人材を育成することを目標として、博士前期課程（修業年限2年）に、国際開発、国際文化交流、国際医療協力の3専攻を、また博士後期課程（修業年限3年）に開発問題専攻を設け、教育研究を進めている。

国際開発専攻〔修士（開発学）〕は、政治経済を中心に社会科学諸分野に関する教育研究を行なう。国際文化交流専攻〔修士（学術）〕は、言語文化とその交流実践形態に関する教育研究を行なう。国際医療協力〔修士（国際医療協力）〕、保健医療分野における理論と実践に関して教育研究を行なう。博士後期課程には開発問題専攻〔博士（学術）〕を置き、開発途上国を中心的な対象として、その政治経済、言語文化、保健医療の諸分野に関する支援・協力を実践

できる専門職としての人材育成をめざしている。

教科目は Semester 制（春・秋）により構成されており、春 Semester は 4 月～9 月 19 日（15 週）、秋 Semester は 9 月 20 日～3 月（15 週）である。各教科目は Semester 内で完結し、各 Semester とも A 時間帯（昼間、9：00～17：50）、B 時間帯（夜間、八王子キャンパスは 18：00～21：10、三鷹キャンパスは 18：50～21：55）を通じて開講している。

博士前期課程のうち、国際開発専攻にあつては、本学総合政策学部において教育研究が行なわれている社会科学系諸分野を、開発協力の現実に対応すべく、国際政治、開発協力、国際ビジネス、国際法制の 4 のコースにまとめ、具体的な高度専門職業人を想定して、その必要となる分野を履修指導しながら教育を進めている。例えば、開発エコノミストをめざす場合には、開発協力における国際貿易特論、開発援助論、統計学・データ解析特論などを中心に取り組むことになる。国際文化交流専攻にあつては、言語文化に対する基本的な問題意識を涵養する「言語文化研究」分野、国際社会における日本の位置を確認しつつ、日本語教師をはじめ、国際協力に関する日本の可能性を探る「日本研究」分野、観光研究を含め、文化交流の実践的な形態を考察する「文化交流」研究の 3 つの専門分野を設け、各分野における高度な知識の教育とともに、分野横断型の履修によって得られる広い視野の涵養に努めている。なお、特に通訳・翻訳に関わる人材養成は社会的にも急務であることから、本専攻の第 4 の専門分野として「通訳・翻訳研究」分野が平成 20 年度より開設された。国際医療協力専攻にあつては、保健医療協力の専門性と多様性を勘案し、大学学部等において医療系を修めた人材のみならず、文科系出身に対しても、基礎的な技能の習得を可能にするカリキュラムを編成している。具体的には、必修科目（国際協力研究法）のほかに、「社会・環境分野」と「医療分野」の 2 つの専門分野を設け、医療系分野の出身者には人文社会科学系科目を、また人文社会科学系分野の出身者には医療系の科目を、それぞれ無理なく履修できるように配慮している。

この博士前期課程三専攻にあつては、それぞれ一定の限度のもとに他専攻履修の成果を修了要件に算入することを認め、国際社会の全体像や分野横断型の知見を教授することを可能にしている。また、「演習」（国際医療協力専攻における呼称は「事例研究」）は、指導教授が主として学位論文執筆に関する指導を行なう I のほかに、分野横断型の研究を維持するために他の指導教授の指導を受ける場合の II、さらにインターンシップや海外での実地演習のための III を設けて、教育研究の専門性と実践性の確保に努めている。修士論文に関しては、より実践的・実務的な研究成果をまとめようとする場合に対応するため、学術的な修士論文に代わるリサーチ・ペーパーの提出を一定の条件の下に許可している。

博士後期課程の開発問題専攻にあつては、博士前期課程において多様性を持たせた設置科目を統合・再編する形で「政治経済・法制」、「地域研究・開発協力」の 2 つの専門分野を設け、学生が研究者・専門家として自立できるようカリキュラムを集約化し、学位論文の執筆を支援する体制を取っている。この後期課程にあつては、専門分野の集約化が肝要であるが、同時に専門分野にのみ閉じこもることは避けなければならないので、このバランスを維持するために、研究指導科目（指導教授が担当する科目）以外に 2 単位の専門科目を分野毎に設置し、これを履修するよう指導している。なお、こうしたことを勘案して、本課程履修要件では、最低 20 単位を必修と定めている。

博士論文の執筆を計画的・効果的に進めるため、学生は、本課程在籍の最初（第 1 Semester 時）に、研究指導教員（いわゆる指導教授）と相談の上、履修計画書を提出することが義務づけられている。また、在学期間中、少なくとも 2 回、研究科教員および大学院生の前で、一般

の学会発表と同様の方式による研究発表を義務づけている。この結果は、研究科委員会（教授会）において報告され、研究科教員全体が、各大学院生の研究進捗状況を的確に把握できるようにしている。

[点検・評価（長所と問題点）]

国際協力を標榜する本研究科の教育研究には、国際社会全体を見渡す広い視野を涵養するとともに、諸地域の現実を的確に把握する精密な分析が必要である。また、開発途上国を中心に、国際協力の対象となる地域に関して、その政治経済・言語文化・保健医療はもとより、伝統的な価値観や固有の生活様式、自然環境などを含めた総合的・分野横断的な知見が必要になる。そしてこれらの教育研究の諸分野は、いずれについても理論的考察と実践的検討とが、互いにフィードバックできるような教育制度が求められよう。こうしたことを前提に、学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項に基づき、本研究科の「博士前期課程」および「博士後期課程」のカリキュラムは構築されている。

博士前期課程の3専攻においては、専門分野別の枠組みを明示したことで、学生がカリキュラムの体系性を明確に把握できるようになり、履修指導も円滑に行なわれるようになった。ただ、入学してくる学生の中には、この専門分野について必ずしも明確に理解していない場合もあり、その周知徹底が必要である。国際文化交流専攻に新設された「通訳・翻訳研究」分野に関しても、高度専門職業人養成にあたってはより本格的な指導が必要であり、専門分野としての枠組みを設定するだけでは不十分である。前期課程に設けられている「演習」(I、II、III)については、指導教授の指導のみならず、演習IIもしくはIIIを利用して海外での実地演習などを行なう学生も見られ、有効に機能している。

博士後期課程においては、指導教授による研究指導科目のほかに隣接分野の専門科目を履修する制度が定着し、博士論文を執筆する学生が、いわゆる「タコ壺」に陥らないよう配慮されている。博士論文提出までに行なわれる中間発表会等の制度は、学生の論文執筆の進捗状況を的確に把握できるものであり、また、研究会に出席した関連分野の教員の指導も受けられることから、学生への有効な機会として機能している。

(授業形態と単位の関係)

○各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

[現状説明]

各授業科目の単位計算方法は、学則及び国際協力研究科履修規程によって定められている通り、講義および演習15回の授業（90分）をもって1単位と定めている。なお、この単位計算の原則は、授業時間及び授業に関連した予習や復習を合わせて45時間の学修を必要とするというものであり、インターンシップ研修や海外留学の場合の単位認定についても、この原則を適用している。祝祭日や学園創立記念日等による曜日別授業回数にばらつきについては、学期末に調整し、適正な授業回数の確保を行なっている。

[点検・評価（長所と問題点）]

学則及び履修規定に定められた計算方法を遵守し、博士前期課程にあっては4セメスター以

上在学し30単位以上の単位取得、博士後期課程にあつては6セメスター以上在学して20単位以上の単位取得を学生に求めており、適切に運用されている。特に改訂の予定はない。

(単位互換、単位認定等)

○国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあつては、実施している単位互換方法の適切性

[現状説明]

国内外の大学院等との単位互換は、現時点では、実施していない。

[点検・評価（長所と問題点）]

海外の大学や教育機関等での研究調査活動については、指導教授による適切な事前・事後の指導を前提に、これまで、「博士前期課程」に設置されている演習Ⅲでの認定を行なっている。今後、本研究科での教育の拡充を念頭に、特に本学と交流協定を結んでいる海外の諸大学・研究機関での開講講座を積極的に利用した単位互換、単位認定に関する協議が進められてしかるべきであろう。

(社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)

○社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

[現状説明]

本研究科では、社会人学生および外国人留学生を受け入れているが、それぞれ固有の問題があり、その解決のために諸策を講じている。すなわち、社会人学生の場合、学習時間を適切に確保することであり、外国人留学生の場合、その日本語能力の維持・向上である。

[点検・評価（長所と問題点）]

本研究科では、八王子と三鷹の両キャンパスに科目が設置され、開講時間帯も昼間と夜間および土曜日にまたがっている。これは、一般の大学院生への便宜はもちろんであるが、主として社会人学生の効率的な学習時間の確保を目的としたものである。毎年、時間割作成時には教務委員会を中心に綿密に協議をし、各キャンパスにおける開講科目のバランスを調整している。さらに、万一、希望する講座を時間割上受講できないような学生が発生した場合には、科目担当者とは相談し、開講曜日や開講時限の調整を図ることもある。また、実務経験のある社会人学生が、その実務経験を実践的な形で研究成果としてまとめる場合、リサーチ・ペーパーの提出をもって修士論文に代替することもできるようにしてある。(修士論文と同様、リサーチ・ペーパーについても、研究科委員会(教授会)審議事項である。)なお、平成19年度よりスタートした博士前期課程国際開発専攻の社会人1年コースについても、履修上の無理が生じないよう十分な配慮がなされている。外国人留学生の日本語能力については、入学試験の段階で精査するよう努めているが、それでもなお、日本語能力が不十分な場合、学部および別科に設置されている科目を、学部教授会の議を経て、追加履修するよう履修指導を行なっている。資料調査に必要な英語力が低い場合についても、同様の措置を講じている。

(生涯学習への対応)

○社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況

[現状説明]

本研究科が独自に設けた公開講座等の生涯教育は、現時点では実施していないが、本学園企画・広報室主催による公開講座との連携を図り、また、本研究科に設置されている科目の一部について、概ね一 Semesterにつき1回程度、一般公開し、学外からの一般の参加者にも裨益するようなオープンセミナーを行なっている。また科目等履修生や聴講生の募集に力を入れている。

[点検・評価（長所と問題点）]

平成19年度より開始したオープンセミナーには、概ね、予想を上回る来聴者がある。社会との有効な連携という観点から、制度の充実を図りたい。

(研究指導等)

○教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

○学生に対する履修指導の適切性

○指導教員による個別的な研究指導の充実度

[現状説明]

本研究科における研究指導は、指導教授と学生との緊密な相談をもとに、まず履修計画書および研究計画書の形で計画が策定され、これをもとに指導教授ならびに授業科目担当者が連携を取りながら進めている。学生は、各課程への入学試験出願時に希望する指導教授を登録するが、入学許可後、その指導教授の指導を受け、研究分野などの点において適切であるかどうかを吟味した上で、最終決定がなされる。この指導教授は、各課程開始時（第1 Semester時）に各学生の研究計画を精査し、その実現可能性を検討する。また、この研究計画に沿った形で無理のない履修を計画するよう学生に求め、各学生は、指導教授の了解の下、各学期開始時に履修申告を行なう。指導教授の決定、策定された研究計画書、および履修計画書については、研究科教務委員会がその全体像を把握し、各指導教授の指導学生数の適正化や無理のない履修の実現を図っている。また指導教授は、学期中でも、指導教授が担当する必修の演習Ⅰを通じて、学生の研究進捗状況を把握し、適切な指導を行なっている。なおこの指導教授（演習担当者）は、研究科内において一定の資格を有する教員のみであるが、現状では、学生の希望分野の多様性にも十分対応している。

本研究科では、「博士前期課程」修了要件として修士論文が課されているが（指導教授が担当する演習Ⅰ「8単位」として修士論文審査合格後に一括認定）、その内容が、きわめて実践的・実務的なものである場合、これをリサーチ・ペーパーの形で代替することを認めている。これは、本研究科における教育研究が、学問的考究とともに高度の実践性を重視するための措置であるが、指導教授による徹底した研究指導ならびに最終的な審査のプロセスは修士論文の場合と同様であり、リサーチ・ペーパーの制度は有効に機能している。

[点検・評価（長所と問題点）]

指導教授の決定、研究計画書および履修計画書の策定と提出、修士論文および博士論文執筆

の進捗状況の確認、論文の最終審査と学位授与決定など、研究指導の枠組みに関わるプロセスには、特に研究科教務委員会などが関与することで、全体の水準を維持し、バランスと公平性を保つ制度的な仕組みが確立しており、円滑に進められている。すなわち、個々の学生の研究進捗状況を、指導教授が常に確認しつつも、それだけではなく、各課程開始時や各学期開始時、また「後期博士課程」の学生にあっては、博士論文提出のために義務付けられている最低2回の中間発表時などには、教務委員会等がさまざまな確認をするというシステムである。研究の進捗状況によって研究対象が推移した場合などには、各課程一回を限度として、指導教授の変更が可能であるが、この場合も、各指導教授、教務委員会、教授会が連携し、学生の状況に適切に対応している。研究分野の関係が必要な場合には、演習Ⅱという科目を利用して、指導教授の了解の下、別の指導教授の演習を履修することも可能である。ただ、一部の研究分野については、どうしても特定の指導教授を希望する学生が集中する状況が生起することがあり、また、学生の研究分野や対象が多様化しているため、適切な研究目標を設定して研究計画書を具体的に策定するのに困難を覚える学生がいることは否めない。

[改善方策]：教育課程等

1. (教育課程)

学生の学問的基盤の多様性と国際協力の現実的要請に対応する形で、今後も絶えず教育課程の改善・整備を進めていく必要がある。国際文化交流専攻の一専門分野として設けられた「通訳・翻訳研究」については、専門性と実践性の高い教育研究を行なうために、これを「国際言語コミュニケーション専攻」として研究科博士前期課程第四の専攻として独立させる予定で、現在、申請中である。

本研究科への入学を希望する学生が、各専攻に設けられた専門分野の内容をよりに正確に把握できるよう、平成18年度から学内進学者に対しては年4回の学内説明会を開催してきたが、今後はその内容を吟味し、入試方法のみならず、専門分野についての説明を強化する。この説明会については学外にも公開することとし、学外からの受験者に対しても専門分野の枠組みについての理解を促す予定である。また、研究科のホームページを刷新し、専門分野についての周知を徹底する。

2. (単位互換、単位認定等)

国際協力を趣旨とする本研究科は、その教育研究の特性からみても、他大学・研究機関、特に国外の大学・機関との連携がきわめて重要な課題である。まずは本学と学術交流協定を結んでいる諸大学・研究機関を中心に、教育研究における互恵的なあり方を協議し、単位互換や単位認定制度を確立する。また、国内の諸大学・研究機関とも協議を進め、単位互換や単位認定によって教育研究分野の多様性に柔軟に対応しうるカリキュラム上の機動性を確保する。

3. (社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)

国際協力を標榜する本研究科の場合、その教育研究の活性化のためにも、社会人学生や外国人留学生の受け入れはきわめて重要である。ただ、日本語能力の低い留学生については、よりきめ細かな指導が必要になるため、外国語学部日本語教育学コースや別科などで蓄積された留学生向けの日本語学習システムを援用し、必要に応じて大学院生用の自修教材を開発することで、本学における日本語教育の知見を組織的効果的に大学院生に適用していく。英

語力の増強についても同じである。

4. (生涯教育への対応)

既存のオープンセミナーの制度を活用し、定期的に関催できる体制を確立する。また学外、特に海外の研究者をパネリスト等の形で招聘し、セミナーの内容の多様化と質的向上を図る。

5. (研究指導等)

学生の希望が集中する特定の研究分野については、カリキュラム面で開講科目を整備するとともに、専任もしくは非常勤の教員を充実させる。また、学生の研究分野の多様化に関しては、研究科教員間の研究会等での情報交換を密にして周辺分野の教育研究をカバーするとともに、他の指導教授や研究機関等での研修が可能な演習ⅡおよびⅢの積極的な活用を学生に促す。

(二) 教育方法等

[目標]

- ① 社会的に通用する評価基準によって、学生の到達度を的確に把握し、厳格な成績評価を行うとともに、学生の研究成果を社会に公表する。
- ② 学生による海外での研究調査活動や実習を促進するために、学術交流協定校などを中心とした実地研修の場を拡充する。

(教育効果の測定)

○教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

[現状説明]

本研究科は、国際開発、国際文化交流、国際医療協力、開発問題の各専攻が掲げる教育上の目的を実現すべく、理論と実践、全体像と個別・具体的な諸問題とを、目標と適切な方法論を明確にした各授業科目において教授研究し、その到達度を厳格な成績評価によって正確に示すことで、目標実現のための方法ならびにその到達度を内外に明らかにし、社会の信頼に足る高度専門職業人の養成に寄与したいと考えている。

個別指導ならびに少人数教育を標榜する本研究科では、基本的に、学生の研究分野に柔軟に対応しうる、いわゆる「面倒見のよい」教育がなされている。ただこのことには、時として、教育内容や方法の体系性を損なう危険性もないわけではない。指導教授が担当する演習を含め、各科目の目標、方法、評価基準を明確にし、成績評価はその基準に則って厳格になされなければならない。このことを実現すべく、本研究科では、全ての科目について、その目標、授業計画、成績評価の方法を明示した授業シラバス策定を義務づけ、教育内容とその効果測定を透明化するよう努めている。また成績基準についてはガイドラインを明示し、教授会等を通じて、研究科全教員に対し成績評価の厳格化を常に促している。

[点検・評価（長所と問題点）]

シラバスの義務づけ、ならびに成績基準のガイドラインの策定を通じて、各授業科目の目標、内容、方法、授業計画、成績評価基準の明示が格段に進んだ。ただ、学生の研究分野や対象、能力に応じて個別に対応せざるをえない部分はどうしても存在する。こうした個別対応は、

一定の基準を曖昧にする危険性があるものの、本研究科が重視している個別指導体制の長所でもあり、両者のバランスをどのように図り、またその実態をどのように社会に対して明らかにしていくかが課題である。なお、本研究科では、いわゆる授業アンケートの定期的な実施は行っていないが、適宜、時間割、研究テーマと授業の関連性などについて教務委員会が中心となって学生アンケートを行い、授業科目の適切な開講に努めている。また本研究科では、本研究科出身の教員が専任教員として授業科目を担当しており、研究科における教育研究の一つの成果を具現しているが、本研究科が目標とする高度専門職業人は、その職種、業態が多岐にわたっていることもあり、研究科卒業生の就職状況などを、より総合的かつ具体的に示していく必要がある。

(成績評価方法)

○学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

[現状説明]

各授業科目については、A（特に優秀な者）、B（優秀な者）、C（合格ラインに達している者）、D（不合格）、E（判定不能（出席不良、試験放棄など））のガイドラインを設けてその厳格な運用を教員に求め、成績評価の厳正化を図っている。

[点検・評価（長所と問題点）]

成績評価のガイドライン策定によって、学生の到達度を検証する際の厳格さが研究科教員の意識の中に改めて醸成され、また学生も成績評価基準を明確に把握することができ、一定の成果を挙げている。ただ、合格ラインの設定そのものが、なお個別的事情によって影響される場合もあり、望まれる高度専門職業人の資質を具体的に検討し、しかるべき合格ラインを本研究科として定めていく必要がある。

(教育・研究指導の改善)

○教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

○シラバスの適切性

○学生による授業評価の導入状況

[現状説明]

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みについては、現在、研究科教務委員会を中心に研究科のFD事業の一環としてその充実を図っている。各授業科目の内容を明示するシラバスは、従来、科目によって記述に濃淡が生じていたため、記述の項目を統一し、「講義の目的・概要」「授業計画」（15回分）「成績評価の方法」などがいずれの科目も明確になるよう改善された。学生による統一的な授業評価は少人数教育を重視していることから現在は実施していないが、学生に対する一般的なアンケート（授業内容以外に、時間割上の問題や研究環境、学生生活全般についての質問）を実施しており、この結果によって、例えば授業科目の時間割上の片寄りなどが是正されてきた。

[点検・評価（長所と問題点）]

体系的なシラバス作成によって授業科目の内容についての透明度が上がり、学生が履修しやすい環境が整っている。学生による授業評価については、学部レベルでは既に本格的に実施されているが、大学院での教育研究の専門性や特殊性を勘案した独自の評価体制の導入が必要である。また教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みについては、FD事業が緒についたばかりであることから、いっそうの拡充が望まれる。特に国際協力の分野は、高い専門性ととともに分野横断的な学際性、また問題状況に対する実践的な解決能力の養成が望まれるので、まずは教員相互の教育・研究分野に関する情報交換と教育方法の検討会を強化して行く必要がある。

[改善方策]：教育方法

1. (教育効果の測定)

学生の到達度を的確に把握し、その相対的な位置づけを明確に示すためには、本研究科内での成績評価の厳格化のみならず、社会的に通用する複数の一般的な評価基準を積極的に採用していくという方法が考えられる。また、単に資格試験的なもののみならず、国際協力の現況と将来を考え、複数分野にわたる本研究科独自の総合的な評価基準を策定してこれを社会に公表していくという発信も必要になる。こうした研究科独自の評価体系の整備を研究科長主導の下に進め、平成21年度をめどに評価基準を公表する。

研究科卒業生の進路ならびに活動状況の把握に関しては、本学キャリアサポートセンターと連携して情報収集を図り、その実態把握に努めるとともに、こうした卒業生を招聘した講演会、シンポジウムを定期的を開催し、学生の就業意識啓発を図る。

2. (成績評価方法)

社会的に説明可能な評価方法の向上に向けて、研究科教務委員会を中心とした成績評価検討分科会の制度を設ける。

3. (教育・研究指導の改善)

学生による授業評価については、研究科教務委員会を中心に評価項目を早急に検討し、 Semester毎に実施できるようにする。教員相互の情報交換や教育方法の検討会については、専門分野のバランスを考えながら月1回をめどに、定期的実施する。

(三) 国内外における教育・研究交流

[目標]

- ① 学生の海外での演習を支援するために、国内外の研究機関、企業等と学術交流および実務交流に関する協定の締結を推進する。
- ② 八王子・多摩地区の諸大学大学院等との教育研究上の連携を図る。

○国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

○国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

[現状説明]

本研究科は、国際協力に資する高度専門職業人の養成を目標とし、学術交流および実践的実

務的交流において、国内外の諸大学や研究機関、また国際協力関連機関との教育・研究上の連携を強化し、本研究科の教育研究活動の拡充に努めている。

本研究科では、学生が、国内外の研究機関や研究分野に関連した企業等で実習を行なった場合、適切な事前・事後の指導を前提に、これを演習Ⅲとして単位認定しており、この科目を利用する学生もいる。本研究科学生は、本学と包括的学術交流協定を結んでいる海外の諸大学への派遣ないしは交換留学が可能であるが、留学制度の利用は主として学部学生が多く、現状では、留学する大学院生数は多くない。インターンシップ研修等を念頭においた国内外の研究機関、企業等と本学および本研究科との協定締結は、今後の課題である。

[点検・評価（長所と問題点）]

国際協力を標榜する研究科として、国内外の研究機関等との教育・研究上の交流はきわめて重要であり、こうした本研究科の基本方針は、演習Ⅲなどの形でカリキュラム面にも反映されている。ただ、大学院教育の水準に特化した交流先の選定と具体的な交流内容の策定が、今後の課題として残されている。（北京外国語大学など、一部については、既にこうした具体的な交流内容策定の協議に入っている。）また、既に本学と包括的学術交流協定を結んでいる国外の協定校についても、研究者同士の相互交流を大学院教育に裨益する形で進めていく必要がある。さらに、例えば八王子・多摩地区の諸大学大学院等との連携を進めることで、本研究科の特性をより明確にしたカリキュラムを編成することが可能であろう。

[改善方策]：国内外における教育・研究交流

本学と包括的学術交流協定を結んでいる海外諸大学を中心に、大学院レベルでの学生の派遣・交換留学、教員の相互訪問による訪問講演や共同研究の活性化を進める。また国内の諸大学・研究機関との互恵的な交流を進める必要があり、これについてはまず、緩やかな連合形態を取る八王子・多摩地区の諸大学を中心に具体的な検討を、平成20年度中をめどに開始する。

(四) 学位授与・課程修了の認定

[目標]

- ① 学生の論文提出までのプロセス管理（中間発表会や論文集、合同発表会など）を徹底させることで、学位論文完成へ向けての教育研究の充実を図る。
- ② 学位論文に関する執筆要領・マニュアルを整備し、学生の論文執筆を支援する。
- ③ 留学生が研究し論文を執筆する上で必要な日本語能力を向上させる体制を整備する。
- ④ 平成19年度から始まった博士前期課程1年コースを今後、充実させていく。

(学位授与)

- 修士 博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性
- 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

[現状説明]

本研究科は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、所定の要件を満たしたものに対して、博士前期課程においては、国際開発専攻、国際文化交流専攻、国際医療協力専攻のそれぞれについて、修士（開発学）、修士（学術）、修士（国際医療協力）の学位を、また博士後期課程開発問題専攻においては、博士（学術）の学位を授与する。学位授与にあたっては、授業科目の履修を厳格に審査するのみならず、修士論文および博士論文の審査を厳正に行い、自立した研究者として、また高度専門職業人としての適性を精査し、学位授与ならびに課程修了の適切性を確保している。

博士前期課程ならびに博士後期課程の学生は、ともに、課程修了要件を満たした後、学位請求論文を提出し、最終試験（口頭試問）に合格すれば、それぞれ修士、博士の学位が授与される。なお、博士の学位に関しては、課程による学位申請の場合と論文提出による学位申請の場合があり、これについては、「博士論文審査に関する内規」を定めて厳格に対応している。

博士前期課程ならびに博士後期課程の学位授与者数、および論文提出による博士学位授与者数は、過去5年間で、修士（開発学）110名、修士（学術）130名、修士（国際医療協力）21名、博士（学術）12名（うち論文博士1名）である（表7）。

なお、昨今、学生が論文執筆を進める際の剽窃が諸大学で問題となっているが、これについては、平成19年、論文やリサーチ・ペーパーを書くことの意義、資料・データ取り扱い上の基本的な姿勢、引用や参照に関する具体的な基準と方法を明示した「剽窃防止マニュアル」を作成して学生に配布するとともに各セメスター開始時には特別に時間を設けて指導する体制を整え、こうした問題が起こらぬよう万全を期している。

[点検・評価（長所と問題点）]

修士の学位に関しては、授業科目の履修に関する要件を満たした上で、修士論文を提出し、論文の審査と研究内容に関する口頭試問に合格した後、学位が授与される。論文審査ならびに口頭試問については、指導教授のほか、研究科教授会が認定した関連する専門分野の研究者（主として研究科専任教員、1論文につき2名）を審査者とし、論文審査と口頭試問の厳正な実施に努めている。論文または口頭試問において、学力上、何らかの問題が認められる場合は、在学期間をセメスター単位で延長し、修士論文の精度を高める教育を指導教授が行なうこととしている。本研究科では、修士論文をリサーチ・ペーパーに代替することが可能であるが、これは、修士課程での研究成果が、学術論文の形よりはむしろ実践的なデータの収集や具体的な政策提言などに収斂する場合である。審査に関しては、修士論文の場合と同じ手続きを取ることになっている。

博士の学位に関しても、授業科目の履修に関する要件を満たした上で、博士論文を提出し、論文の審査と研究内容に関する口頭試問に合格した後、学位が授与されることになるが、特に博士学位の場合、研究水準の維持向上を図るために、博士論文提出前に、少なくとも二回の研究発表を行なうこととしている。これは、一般の学会形式による公開報告会であり、関連する専門分野の研究科教員のみならず外部の専門家が参加する場合もある。中間報告のための研究発表会の実施およびその内容については、研究科教授会への報告が義務付けられており、報告会の実施形態の適切性（出席者の研究領域の吟味や、研究の進捗状況との整合性）、また発表内容の学術的水準について、常に精査する体制が整備されている。また、平成16年度からは本研究科による「大学院論文集」が刊行され、後期博士課程の学生が指導教授の推薦により論文

を掲載する仕組みが整えられた。この「大学院論文集」には、論文のほか、当該年度に提出され審査に合格した博士学位論文に関する内容と審査結果の要旨、ならびに修士論文一覧も掲載されており、学生の研究水準の向上に寄与している。

もちろん、こうした学内的な発表だけでなく、各専門分野の学会発表や一流の学会誌（日本学術会議協力学術研究団体で掲載論文に関する選考制度を設けているもの）への論文掲載を研究科として重視しており、こうした研究成果については、論文審査結果等とあわせて、最終的に学位授与を決定する研究科教授会での協議に際して報告する体制となっている。なお、博士論文については、研究科教授会による最終判断の前に、およそ一ヶ月間、学内において公開することが義務付けられている。提出された博士論文が刊行され、国内外で多くの書評を得て学界等で高く評価された例も多く、今後とも本研究科の研究水準の維持向上に努めたい。

論文提出による博士学位申請に際しては、まず論文提出を許可する前の段階で、申請希望者の学力や研究業績に関して複数の研究科教員が精査することとなっており、学位授与の厳正化を図っている。この事前審査により、論文提出許可を見送ったケースもある。また一般に、学外の専門家を審査員として招聘し、審査基準の透明性を高めている。

平成19年度に作成された「剽窃防止マニュアル」については、学生への周知徹底が図られているが、なお、専攻ごとに論述の方法や引用文献の提示方法などに差があるので、さらに研究科として統一の取れた論文執筆要領を作成し、学生の論文執筆を支援する必要がある。また、留学生が論文執筆をする際の日本語指導については、本学国際交流センターや外国語学部日本語教育学コースの教員の支援を得、学生の日本語論文執筆能力の向上に努めている。

（課程修了の認定）

○標準修業年限未滿で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

〔現状説明〕

博士前期課程にあつては、4セメスター以上在学し、30単位以上を取得して学位論文を提出し、その審査及び最終試験（口頭試問）に合格することを課程修了の要件としているが、在学期間中、特に優れた研究業績をあげた者、もしくは国際開発専攻に設けられた修士課程1年コースで入学した者の場合、2セメスターをもって課程を修了することができる。この場合、特に強い研究意思と優れた研究能力を持つことが前提であり、その審査は、研究科教授会ならびに教務委員会において厳格に行なわれている。

博士後期課程にあつては、6セメスター以上在学し、20単位以上を取得して学位論文を提出し、その審査および最終試験（口頭試問）に合格することを課程修了の要件としているが、在学期間中、特に優れた研究業績をあげた者の場合、在学期間満了を待たずに修了することができる。この場合の審査は、研究科教授会ならびに教務委員会において厳格に行なわれている。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

課程修了の要件に関しては、授業科目の履修とその成績評価、ならびに論文審査ともに厳正に行なわれている。博士前期課程ならびに博士後期課程の短期修了者は、基本的にかなり少数であり、その学力、研究意思、授業科目履修の適切性は、研究科教授会ならびに教務委員会において、個別に精査している。過去においては、博士後期課程を4セメスターで短期修了した

者の博士学位論文が直ちに公刊され、学界等でも高く評価された事例があり、短期修了に関する本研究科の審査基準は適切であると考えられる。

博士前期課程国際開発専攻の1年コースは、平成19年度より始められたものであり、今後、開講時間割の整備や教員の負担の問題を勘案しつつ、優秀な学生を教育する方途としてさらに充実させていくことが望まれる。またこの1年コースの学生については、現在、入学時から学位授与までの具体的な研究水準維持のための方策が個別対応に依拠する部分が多いので、基準をより明確化する必要がある。

[改善方策] 学位授与・課程修了の認定

1. (学位授与)

既存の「剽窃防止マニュアル」に加え、学位論文執筆要領をまとめた研究科の統一的なマニュアルを平成20年度中に作成し、学生の論文執筆を支援する解説・指導をさらに徹底させるとともに、各分野の学会や選考制度のある研究雑誌への投稿を積極的に促し、学位授与申請に際しての学力および研究水準の維持向上を図る。また、留学生の論文執筆のために、日本語能力の養成、特に論文執筆能力の向上を図るべく、外国語学部日本語教育学コースなどとの連携を強化し、必要に応じて同コース設置科目の聴講などを学生に促す。

2. (課程修了の認定)

博士前期課程の1年コースは緒についたばかりであり、研究科教員の担当授業数に無理がかからないよう、各教員が所属する学部のカリキュラム編成なども具体的な調整を、研究科教務委員会を中心に進めていく。それとともに、学生の研究水準の維持を図るべく、現在入学時に確認している既発表論文などについて、その審査基準を明確化し、掲載誌の質的確認と論文投稿数に対する掲載数の比率の明示などを行なう。

(3) 学生の受け入れ

[目標]

- ① 国内外に本研究科を積極的にPRして、一般学生はもとより多くの留学生や社会人を受け入れる。
- ② 学部学生でも研究能力と勉学意欲に応じて大学院の授業が履修できるようなシステムを導入する。

(学生募集方法、入学者選抜方法)

○学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

[現状説明]

1) 学生募集の方法

「博士前期課程」の各専攻における募集人員は、国際開発専攻37名、国際文化交流専攻18名、国際医療協力専攻18名である（ただし、学則が改正され、平成20年4月1日より募集人員が変更される予定である）。そして、その募集を、一般選抜（学部卒業生・卒業予定者）、留学生特別選抜、社会人特別選抜及び社会人特別選抜（国際開発専攻・博士前期課程1年コース）に区

分して行っている。

ここでの特別選抜とは、出願資格要件を充足しているかどうかの確認を経て受験を認めるものであり、受験資格があるかどうか、また適正な推薦が得られているかどうか、各申請書類の形式が整っているかどうかを事前に審査する募集方法である。

さらに、社会人の特別選抜では、原則として大学卒業後2年間の実務経験を求めている。

「博士後期課程」開発問題専攻の募集人員は12名である。募集は、一般選抜4名、留学生選抜4名、社会人特別選抜4名である。一般選抜を除いて、やはり事前審査が行われ、さらに社会人特別選抜とは、修士の学位取得後2年以上の在職経験を有する者が対象となっている。

募集は、春・秋 Semester 毎に実施している。さらに、「博士前期課程」における秋学期の入学試験では、それぞれの区分による繰り上げ選抜試験を実施し、翌年4月より入学が可能であるという制度を設けている。

また、一般の出願資格は、短期大学の専攻科または高等専門学校専攻科に在籍し、大学評価機構・学位授与機構より学士の学位を取得見込みの者、あるいは既に取得した者まで広く認めている。

2) 入学者選抜方法の適切性

入学者の選抜は、次のように実施している。

試験科目は、以下の通りである。

「博士前期課程」:

- ① 一般選抜: 外国語 (英語)、専門科目の試験並びに面接
- ② 留学生選抜: 外国語 (日本語)、専門科目の試験並びに面接
- ③ 社会人特別選抜: 小論文並びに面接

「博士後期課程」:

外国語 (一般選抜は英語、留学生選抜は日本語、小論文並びに口述試験)

入学選抜の方法は、なお工夫努力が必要と思われるが、概ね適切である。

なお、入学者選抜に関する方法並びに基準は、募集要項に詳細に明記している。さらに、志願者数・受験者数・合格者数・入学者数も、ホームページに掲載している。

[点検・評価 (長所と問題点)]

入学試験は、本八王子キャンパスで実施しているほか、留学生の便宜のために、平成19年12月には、北京市 (北京外語大学) を試験会場としている。

留学生と社会人の入学選抜では、事前審査を実施しており、教育・研究機関の責任上、希望者が研究や勉学に耐えうるか、厳格にチェックしているのが特徴的である。

さらに、選抜の際には、本人重視の面接を行っており、一般選抜や社会人特別選抜では、本人の性格や問題意識、学業継続の意思を重視し、留学生選抜では、加えて勉学に耐えうる語学力の有無を確認している。また、重要な指導教授の決定は、原則として本人の意思によっている。

また、試験科目については、常に受験学生の志向に対応したきめ細かい科目配当を心がけている。すなわち、国際開発専攻では、専門の試験科目として、8科目のうち1科目を選択させ、国際文化交流では、7科目中2科目の選択、また国際医療協力専攻では、7科目のうち1科目選択となっている。

募集では、国際協力研究科の内容を示したパンフレット「いま、世界が求めるものに向けて」

を配布し、関係企業ないし機関へ送付している。さらに、大学院の教務委員会と連動して、大学院ホームページ委員会を組織し、有効な学生募集の宣伝活動に努めている。

また、国際医療協力専攻が平成16年4月に新たに設置された際には、各種医療関係従事者を対象にして、下記のような記念シンポジウム「国際医療協力そのあるべき姿を考える」を開催し、ポスターなどで宣伝活動を行った。

「国際医療協力～そのあるべき姿を考える～」

平成15年11月19日（水）17：00～19：00 出席者：約230名

内 容：1) 基調講演 高村正彦 外務大臣

2) パネル討論

丹野かほる氏（新潟大学医学部保健学科教授）

辻 守康 氏（杏林大学大学院客員教授）

橋爪 章 氏（JICA医療協力部長）

司会：高坂宏一 杏林大学大学院教授

しかし、このような努力にもかかわらず、なお受験者獲得に問題点がある。別表8-1と8-2は、「博士前期課程」と「博士後期課程」の入学者を表したものである。

別表8-1 「博士前期課程」入学者推移

	選抜	02年春	02年秋	03年春	03年秋	04年春	04年秋	05年春	05年秋	06年春	06年秋	07年春
国際開発	一般	9	0	12	0	6	0	2	3	3	0	1
	留学生	8	3	10	10	7	8	7	4	11	6	13
	社会人	9	2	1	1	0	0	3	0	0	1	0
	小計	26	5	23	11	13	8	12	7	14	7	14
文化交流	一般	5	1	2	1	2	1	0	0	2	0	1
	留学生	5	7	24	10	16	8	6	5	7	10	8
	社会人	5	5	1	5	5	1	2	1	0	2	1
	小計	15	13	27	16	23	10	8	6	9	12	10
医療協力	一般						0	1	1	1	1	0
	留学生						1	1	1	0	0	1
	社会人						0	6	0	5	0	3
	小計						1	8	2	6	1	4
専攻計						19	28	15	29	20	28	

別表8-2 「博士後期課程」入学者推移

	選抜	02年春	02年秋	03年春	03年秋	04年春	04年秋	05年春	05年秋	06年春	06年秋	07年春
開発問題	一般	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	2
	留学生	2	2	2	2	1	0	1	2	1	2	0
	社会人	2	0	4	3	1	1	0	3	2	0	0
	計	5	3	7	6	3	2	1	5	3	2	2

これらの表から明らかなように、受験者数ないし入学者数をさらに増やすことが急務の課題である。学園ないし大学が協定を結んでいる国外の協定校は、23校にも及ぶが、より密接な国

際交流が必要と思われる。

さらに、また国内一般学生や社会人の受け入れに対して、なお積極的な対策が必要であろう。ところで、入学者数があまり多くはないという現状を打破すべく、平成19年度にオープンセミナーやシンポジウムを開催した。このうち、オープンセミナーとは、本学教員がその大学院でのゼミを1コマ公開するものであり。実施したものは次の通りである。

- ① 古森義久 客員教授
平成19年8月13日（月）13：00～14：30
テーマ：「アメリカから見たアジア、そして日本」 出席者：約30名
- ② 田久保忠衛 客員教授
平成19年10月1日（月）18：50～20：00
テーマ：「国際政治を読む－当面する国際情勢と日本外交－」 出席者：約70名
- ③ 古森義久 客員教授
平成20年1月17日（木）13：00～14：30
テーマ：「アメリカ大統領選挙の展望と日本への影響」 出席者：約70名
出席者：約60名

シンポジウムは、以下の通りである。

シンポジウム：「ベトナムの経済と文化」

平成19年12月15日（土）14：00～17：00 出席者：約140名

第1部（14：00～15：00）

在日ベトナム大使館公使 グエン・ミン・ハ氏講演「ベトナムの経済と文化」

第2部（15：10～16：10） パネル・ディスカッション

パネリスト：

グエン・ミン・ハ 在日ベトナム大使館公使

湯下博之 杏林大学大学院客員教授（元駐ベトナム大使、ベトナム経済研究所理事長）

青木 健 杏林大学大学院客員教授（国際貿易投資研究所客員研究員、
平和祈念事業特別基金理事長）

安月固成 杏林大学大学院客員教授（元大成建設中東支店長）

倉田秀也 杏林大学大学院教授（日本国際問題研究所客員研究員）

第3部 懇親会（16：20～17：00）

このようなオープンセミナーやシンポジウムには、多くの外部参加者を得た。これらは、大学の教育・研究内容を紹介するものとしては、スタート段階にあるものであるが、積極的に大学院をアピールするものとして評価できる。

（学内推薦制度）

○成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

[現状説明] [点検・評価（長所と問題点）] [改善方策]

現在実施していないが、大学院進学者のために指導教授の指示により学部在籍中から大学院の科目を取得できるように検討中である。

(門戸開放)

○他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

[現状説明]

科目等履修生及び聴講生の履修を広く認めている。ちなみに、平成20年度春学期には、科目等履修生5名、聴講生1名を受け入れる予定である。他方で、単位互換などの制度は、設けていない。

[点検・評価（長所と問題点）]

科目等履修生や聴講生の希望は、毎年出され、履修ないし聴講を認めている。さらに、広範な開放が必要であり、そのためには、大学院の紹介パンフレットは、作成されているが、頻繁に改訂する必要があると思われる。

(飛び入学)

「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

[現状説明]

飛び入学の制度そのものは、置いていない。しかし、「博士前期課程」の在学期間は、通常2年間であるが、在学期間については、特に優れた研究業績をあげた者については、「博士前期課程」に1年以上在学すればよいとする特例措置が設けられている(大学院学則26条)。また、「博士後期課程」においても、特に優れた研究業績をあげた者については、修士課程2年を含む3年終了の特例措置が施されている(同学則26条の2)。

さらに、入学試験実施の段階で、社会人特別選抜(国際開発専攻・博士前期課程1年コース・大学院学則第3条4、5項)を実施し、短期間で大きな成果獲得を希望する者の意欲に答えている。

[点検・評価（長所と問題点）]

しかし、上記の特例措置によって、1年間で「博士前期課程」を修了した者は、まだ本年3月に修了した者1名だけである。なお、積極的な導入が望ましい。

(社会人の受け入れ)

○社会人学生の受け入れ状況

[現状説明]

「博士前期課程」における社会人特別選抜と繰り上げ社会人特別選抜は、原則として大学卒業後2年以上の在職経験を持つ者を対象に行われている。さらに、国際医療協力専攻の「博士前期課程」では、日本の医療系専修学校を卒業し、卒業後2年以上の在職経験を有する者も受け入れの対象となっている。

「博士後期課程」の社会人特別選抜も修士学位取得後同様な在職経験を求めている。

別表8-3は、社会人として入学した大学院生の勤務先を集計したものである。

別表 8-3 社会人勤務先一覧（平成14年春学期入学～平成19年秋学期入学）

杏林学園職員	付属病院、事務職員	5名
他大学・一般病院・研究所		11名
日本語教師		14名
青年海外協力隊	マレーシア、セネガル、中国	3名
(社) 青年海外協力協会等		5名
大学教員		6名
大学職員		2名
教員（小・中・高）		1名
公務員	自衛隊、幼稚園、保健所	6名
税務・会計事務所		3名
一般企業	商事会社、医療関連会社	18名

[点検・評価（長所と問題点）]

別表 8-3 が示すように、本学では、様々な社会人を受け入れているものと評価できよう。しかしながら、やはり社会人の入学者が少ないのが事実であり、さらに積極的な手法をもってその開拓を行っていく必要がある。

(定員管理)

○収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

[現状説明]

国際協力研究科における収容定員と在籍学生数の比率は、国際開発専攻が0.58、国際文化交流専攻が0.95、国際医療協力専攻が0.43である。また、博士課程では、0.67となっている（表18）。国際文化交流専攻では、ほぼ適正な定員管理となっているといえよう。

[点検・評価（長所と問題点）]

平成13年度の点検・評価報告では、博士前期課程の比率が1.1、博士後期課程が0.8であったことから、入学者の減少を深刻な問題と認識している。

[改善方策]：学生の受け入れ

1.（学生募集方法、入学者選抜方法）

外国人留学生の受入については、韓国、台湾、ベトナム、インドネシア、タイ、ペルーなどからのより広い受け入れに努力する必要がある。平成19年度に新たな試みとして実施したベトナムとの国際関係に関するシンポジウムや北京での海外入学試験の成果を踏まえ、同様の企画を拡充することで本研究科の知名度を向上させ、優秀な留学生の受け入れを推進する。

また、やはり平成19年度の新たな試みとして開催したオープンセミナーでの実績を発展継承し、入学者ないし科目等履修生の獲得を図る。

2. (飛び入学)

平成21年度実施をめざし、学部学生の段階で、大学院の授業が履修できるようなシステム導入を研究科教務委員会が検討中である。社会人1年コースについては、平成19年度にスタートしたばかりであり、時間割編成についての綿密な調整を、教務委員会を中心にさらに検討する。

3. (社会人の受け入れ)

オープンセミナーの開催をはじめ、広報活動を推進して広く本研究科の認知度を高める。そのための予算措置については、既に学園本部に申請を行なっている。

4. (定員管理)

優秀な入学者を確保するために、海外の協定大学との関係をより緊密にし、また一般学生に対する広報活動や社会人に対する興味の喚起などを行っていく必要がある。前者については、中国のみならず、ベトナムをはじめとした東南アジアの大学への働きかけを行い、後者については、1つの重要問題を取り上げてのオープンセミナーの開催、パンフレットやホームページといった媒介手段によって、本大学院が、アカデミックな成果の追求を真に目的とする大学院であるという認知を獲得できるようにする。この点についての予算措置を既に学園本部に申請しており、平成20年度からは研究科に広報委員会を設けて、研究科の入試広報体制を強化することになっている。

(4) 教員組織

[目標]

杏林大学大学院学則第4条の2-4を達成するために、国際協力研究科教員組織に関して、以下の事項を到達目標としている。

- ① 教員の年齢構成の適正化
- ② 教育・研究指導時間の確保
- ③ 欠員に対する早急な補充

(教員組織)

- 大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性
- 組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担及び連携体制確保の状況

[現状説明]

本研究科の教員組織は、表19-3に示す通りである。現在、本研究科の教員は本学総合政策学部、外国語学部、保健学部、医学部の専任教員のなかより、本学大学院学則に従った設立目的と人材の養成および教育研究上の目的を達成するにふさわしく、かつ十分な資格を有する教員により構成されており、また、収容定員に対しても十分な教員数を確保しており、大学院設置基準第8条および第9条を満たしている。

また、組織的な教育を実施するために、運営委員会、学生委員会、教務委員会、研究・編集委員会を設け、教員の適切な役割分担および連携体制を確保している。特に、教務委員会は専

攻ごとに担当者を配置している。

[点検・評価（長所と問題点）]

本研究科は博士前期課程の国際開発専攻、国際文化交流専攻の開設以来14年余り経過した。また博士後期過程の開発問題専攻は12年余り経過した。更に、博士前期課程の国際医療協力専攻が開設して3年余り経過した。本研究科の教員は、その担当する専門分野に関し、高度な教育研究上の指導能力があると判断できる。教員には海外、特に発展途上国での調査・研究の経験者や実務経験者が多く、こうした教員構成は本研究科の長所となっている。国際医療協力専攻の開設時に、当専攻に保健学部と医学部の教員が専任として加わったほか、本研究科の他専攻の教員の一部が異動した。

組織的な教育を実施するために設置している各委員会は、教員の適切な役割分担および連携体制を確保している。特に、教務委員会は専攻ごとに担当者を配置し、教務関連事項について適切かつ円滑に対応している。

国際開発専攻、国際文化交流専攻、開発問題専攻では、開設時に専任として担当した教員の一部は定年等により、退職あるいは客員教授となった。現在の専任教員の多くは、開設以来、本研究科の専任として担当しているが、数年以内に定年に達する者も少なくない。したがって、国際医療協力専攻を除く3専攻の専任教員の年齢構成が高齢化していることが将来的に問題である。

(研究支援職員)

○研究支援職員の充実度

○「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

[現状説明]

本研究科の専任教員は、そのほとんどが総合政策学部、外国語学部、保健学部、医学部の専任教員でもあり、本研究科の専任としての研究支援職員はいない。

ティーチング・アシスタントの活用はすでに制度化され、適正に運用されている。リサーチ・アシスタントはいない。

[点検・評価（長所と問題点）]

本研究科の専任教員の研究遂行上、本研究科専任の研究支援職員は必要ない。学生の教育・研究指導に関連して、学生は全学的な関連施設（総合情報センターなど）の利用の際に、それぞれの施設所属の職員の指導を受けることができる。ただし、専任教員の学生に対する教育・研究指導時間がかなり長時間になる場合も有り、特に若手の教員の研究、自己研鑽の時間を十分に確保する必要がある。ティーチング・アシスタントを活用して、人的補助体制を強化しているが、現状の人数（表19-3参照）は、十分とは言えず、若干増員する必要がある。なお、リサーチ・アシスタントは必要ない。

(教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き)

○大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続きの内容とその運用の適切性

[現状説明]

教員の募集・任免に当たっては、大学院設置基準第九条の規定を厳格に遵守しており、博士前期課程および博士後期課程の教員のいずれにおいても、資格を欠く教員は採用していない。昇格に関しては、それぞれの専任教員が専任として所属する学部の専権事項であり、それと連動している。

[点検・評価（長所と問題点）]

教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続きに関して、本研究科では問題がない。現状を堅持することに努める。

(教育・研究活動の評価)

○教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

[現状説明]

本研究科の専任教員は、そのほとんどが学部の専任教員であるため、学部単位で評価を受けている。従って、本研究科としては、教育・研究活動の評価を行っていない。

[点検・評価（長所と問題点）]

上記「現状の説明」にあるように、本研究科としては教員評価を行っていないし、その必要もない。

(大学院と他の教育研究組織・機関等との関係)

○学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

[現状説明]

本研究科の専任教員は、本学大学院の他研究科（医学研究科、保健学研究科）の兼任教員あるいは総合政策学部、外国語学部、保健学部、医学部の専任教員であり、学部と連携した形で教育研究上の交流（合同研究発表会など）が可能である。国外の教育研究組織との交流は、基本的に全学的なレベルで行なわれており、本研究科が特に国際交流の観点から積極的に関与することも多い。

[点検・評価（長所と問題点）]

本研究科の教員組織は、学内の他研究科、学部あるいは米国にある研修所との密接な人的交流を行なえる長所を有している。また、国外の教育研究組織との人的交流は、全学的なレベルでの交流に関わる形で行なわれることが多かった。こうした全学的なレベルでの交流に積極的に関わることを継続しつつ、本研究科独自に国内外教育研究組織間の人的交流をも推進する必要がある。

[改善方策]：教員組織

1. (教員組織)

定年等により生じた欠員を早急に補充する。その際、教育・研究指導能力に優れている人物を選定することはもちろんであるが、研究科全体の年齢構成にも配慮する。

2. (研究支援職員)

ティーチング・アシスタントを現状より2～3名増員する。また、修士論文や博士論文を指導する学生が一部の教員に偏らないよう配分する。加えて、教員間の協力体制を確立する。

3. (大学院と他の教育研究組織・機関等との関係)

東南アジア、特にベトナム、あるいはタイ、インドネシアの教育研究組織との人的交流を行なう。

(5) 研究活動と研究環境

国際協力研究科の教員は、総合政策学部、外国語学部、保健学部、医学部の専任教員が兼任しているため、国際協力研究科教員の(一)研究活動、(二)研究環境については、各学部の同一項目を参照されたい。

(6) 施設・設備等

(一) 施設・設備

[目標]

本研究科における教育研究の充実を図るために、その水準を維持向上させるのに十分な施設・設備の拡充を不断に進めることを目標とする。

(施設・設備等)

- 大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性
- 大学院専用の施設・設備の整備状況

[現状説明]

本研究科は、八王子キャンパスにおいてはD棟4階の一部を、また三鷹キャンパスにおいては、看護専門学校校舎の4階の一部を専用の教室(講義室およびセミナー室)として使用している。また八王子キャンパスG棟1階の一部にも、大学院生専用の自習用研究室や授業のための演習室が設けられている。ワシントンの研修所は、本研究科大学院生の北米における研究拠点となっている。

[点検・評価(長所と問題点)]

本研究科の施設・設備に関する詳細は表39の通りである。八王子キャンパス、三鷹キャンパスともに、本研究科の授業を行なう教室は、原則として本研究科専用であり、必要十分な教育環境が保たれている。また、各学部棟、図書館などの各種の共用施設にあっても、一部に利用資格制限を設けることで、大学院生の研究環境整備に努めている。ただ、大学院生専用の資料

室や談話室、図書館の専用スペースなどについての整備は今後の課題である。特に図書館については、八王子キャンパスに人文・社会科学用の図書館と保健学図書館、三鷹キャンパスには医学図書館といった形で分散しており、本研究科が目めざす学際型の研究には必ずしも適切ではない。ワシントンの研修所についても、より積極的に大学院生の利用促進を図る必要がある。

(維持・管理体制)

- 施設・設備等を維持・管理するための学内的な責任体制の確立状況
- 実験等に伴う危険防止のための安全管理・衛生管理と環境被害防止の徹底化を図る体制の確立状況

[現状説明]

本研究科専用の教室等がある建物は、全体として学部等との共用であり、施設・設備等の維持・管理にあたっては、学部責任者等が本研究科長と協議しつつ、これにあっている。

[点検・評価（長所と問題点）]

本研究科専用の教室等についても、建物は学部等に帰属しており、その維持・管理は学部を中心とした本学全体の管理体制の中で行なわれている。万一、教室等に支障が生じた場合も、こうした本学全体の管理体制の中で必要な処置が講じられるので、本研究科が独自に責任を負う施設・設備はない。実験設備等に関しても、主に医学部および保健学部の施設・設備を借用する形で行なわれている。したがって、施設・設備等の維持・管理については、本学全体としてかなり効率的な体制が敷かれていることになるが、しかし他方で、本研究科専用の校舎等の施設・設備を持たないことによる教育研究環境の不備を招く恐れもある。

[改善方策]：施設・設備

(施設・設備等)

現状では維持・管理体制についての問題はないが、独立した専用施設を有した場合には、研究科長を中心とする管理体制の整備が必要である。

八王子キャンパス、三鷹キャンパスともに、本研究科専用の教室が設けられてはいるものの、建物自体は学部などとの共用であり、専用の資料室や図書室を備えた本研究科の専用施設を持つことが当面の最大の課題である。

(二) 情報インフラ

[目標]

国際協力を標榜する本研究科は、時々刻々と推移する国際情勢に迅速に対応する必要があり、これを可能にすべく、情報受信および発信に関わるインフラの整備を常に進めることが肝要である。

- 学術資料の記録・保管のための配慮の適切性